

VIII 信託の終了

中野正俊

信託の終了に関しては、その効果を含めて、現行法第56条から第65条までの規定である。

1. 試案第57条（信託の終了に関する裁判所の権限）

試案第57条は、裁判上の解除を規定する現行法第58条に相当するものである。現行法第58条は、裁判所が信託を解除し得る場合として、「受益者が信託利益の全部を享受する場合において、信託財産をもってするに非ざれば、その債務を完済すること能はざるとき」についても認めているが、この点については、改正試案第58条の問題として取り扱っている。したがって、改正試案第57条においては、「裁判所の権限による信託の終了として、信託を継続することが信託の目的に反する恐れがあるとき、その他やむを得ない事由があるとき、裁判所は、利害関係人の請求により、信託の終了を命じることができる」ということにした。本試案では、利害関係人の範囲が問題になる。その範囲については、解釈に委ねられることになるが、受託者や委託者が含まれると考えられる。本試案では、現行法第58条において規定する「受益者が信託財産をもってするに非ざれば其の債務を完済すること能はざるとき」という文言を削除したので、受益者の債権者、保証人、物上保証人等は、当然に「利害関係人」に含まれないことになると解される。

2. 試案第58条（信託の終了に関する受益者の権限）

試案第58条は、新設の規定であるが、信託の終了に関する受益者の権限を規定したものである。受益者による信託終了の方法として、試案第58条では、「受益者は受託者に対する意思表示により、信託を終了させることができる」

とした。しかし、この場合、信託設定者の意思を尊重して、信託行為に別段の定めがある場合または信託を継続することが信託の目的を達成するために必要な場合に限定した。

「信託の解除」という文言は、後述するように、受益者は契約の当事者ではないことから、不適当な表現方法である。したがって、「信託の解除」という表現を削除し、「信託の終了」という表現方法に改めた（民法第728条参照）。

受益者が複数の場合、その全員の同意が必要と考えられるが、本試案では、その旨を特に規定していない。

前述したように、受益者の一方的な意思表示により信託を終了させ得ることになると、受託者は、そのことにより、不測の損害を受けることがあるので、試案第58条により受益者が信託を終了させた場合、受託者にとって不利な時期であるならば、信託を終了させた受益者は、受託者の被った損害を賠償しなければならないことにした（試案第58条2項）。この点に関しては、民法第651条2項に同様な規定がある。

3. 試案第58条の2（委託者及び受益者の 共同行為による信託の終了）

試案第58条の2について、本試案も新設の規定であるが、信託行為に別段の定めのない限り、委託者と受益者とが受託者に対する共同の意思表示により、信託を終了させることができることにした。信託の終了について、委託者と受益者とが合意するならば、信託を存続させる意義は存しないからである。

委託者と受益者とが共同して信託を終了させた場合、試案第58条2項と同様、本試案においても、受託者にとって不利な時期であるならば、やむを得ない事由によるときを除いて、信託を終了させた委託者と受益者は、連帯して、受託者の被った損害を賠償しなければならないことにした。

4. 現行法第59条（削除）

現行法第59条は、本試案では削除した。けだし、信託行為に別段の定めがあ

る場合でも、やむを得ない事由のあるときは、裁判所が利害関係人の請求により信託の終了を命ずることができるとするのが妥当だからである（試案第57条参照）。また現行法第56条は信託の終了事由として、「信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ」と規定していることから、現行法第59条は不要と言えるからである。なお、信託の終了に関する受益者の意思表示（試案第58条）ならびに委託者および受益者の共同の意思表示による信託の終了については、信託行為に別段の定めのある場合を除外している。

5. 現行法第60条（削除）

信託解除の効力に関する現行法第60条は、本試案では削除した。前述したように、「信託の解除」という表現方法は、適切ではないので、「信託の終了」という表現方法に改めた。そのために、遡及効を否定する現行法第60条は存置させる必要はなくなったからである。

6. 現行法第61条（削除）

現行法第61条は、信託終了後の信託財産の帰属に関して規定するが、試案第62条に包含させたので、本試案では削除することにした。

7. 試案第62条（信託終了後の信託財産の帰属）

試案第62条について、現行法第61条は、信託終了後の信託財産の帰属として、信託利益の全部を享受する受益者が存在する場合、信託終了の効果として、信託財産は受益者に帰属すると規定しているが、現行法第62条と統一的に考えて現行法第61条を削除し、試案第62条のなかに「信託の利益の全部を享受する受益者」という文言を追加した。

8. 試案第63条（信託終了の効果）

試案第63条は、信託終了の効果として、法定信託を規定する現行法第63条とはほぼ同一の規定内容である。ただ、信託財産の帰属すべき権利者について、

信託財産がその帰属すべき権利者に移転されるまでは、受益者と看做し、受益者に関する規定を準用する旨を明文化した。けだし、信託財産が受益者に帰属する場合には、原信託がそのまま存続するものと看做せば足りるが、信託財産が受益者以外の者に帰属する場合には、それだけでは足りず、その者を受益者として取り扱う必要が存するからである。

したがって、信託終了の場合において、信託が終了しても、受託者は、直ちに、その権利・義務を失うものではない。すなわち、受託者は、信託財産を帰属権利者に移転する義務を負い、信託財産を帰属権利者に移転するまでは、受託者として信託財産を保有し、かつ、受託者としての任務を負わなければならない旨を明文化したのである。

9. 試案第64条の2（同前）

試案第64条について、信託終了の場合、現行法第64条は、現行法第53条及び第54条の準用規定になっている。試案第64条及び第64条の2では準用規定を改め、第64条及び第64条の2で直接規定を設けることにした。

（亜細亜大学助教授）